

平成25年行政事業レビューシート

(総務省)

事業名	緊急消防援助隊等の活動に必要な経費		担当部局	消防庁		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度～平成24年度		担当課室	広域応援室		室長 杉田 憲英	
会計区分	一般会計		政策・施策名	VII-4 消防防災体制の充実強化			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	消防組織法第44条第5項、第49条第1項 緊急消防援助隊に関する政令第5条		関係する計画、通知等	緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱 原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金交付要綱			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>・国内で発生した大規模災害に際して、消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊が活動に要した費用を国が補償することにより、的確かつ迅速な活動を確保し被害の軽減を図る。</p> <p>・東日本大震災において発生した福島第一原子力発電所事故に、消防庁長官の出動要請を受けて緊急消防援助隊として消防機関の活動に要する経費を国が補償することにより、的確かつ迅速な活動を確保し被害の軽減を図るもの。</p> <p>※平成23年度第一次補正予算⇒平成24年度繰越予算</p>						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>・東日本大震災において消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用を支出する。</p> <p>・東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、福島第一原子力発電所事故に対する放水、除染、救急活動等に従事するために出動した緊急消防援助隊並びに福島県及び福島県内の市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊の活動に要した費用(各種手当、代替施設購入費及び物件費等)について交付金を交付する。</p>						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算	-	0	0	-	-
		繰越し等	-	21,920	0	-	-
		計	-	-3,583	3,583	-	-
	執行額	-	18,337	3,583	-	-	
	執行率(%)	-	12%	87%	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	東日本大震災において、消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用であることから、成果目標・実績で表すことはできない。	成果実績		-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	緊急消防援助隊の出動隊数	活動実績 (当初見込み)	隊	22,617	8,549	0	-
					()	()	()
単位当たりコスト	東日本大震災において消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要した費用を国が負担するものであり、その経費には職員手当、燃料費、旅費又は役務費等様々であるため、単位あたりのコストの算出は困難。		算出根拠	-			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
				平成24年度で終了。			
	計	0					

事業所管部局による点検							
項目		評価	評価に関する説明				
国 必 費 投 入 の 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	消防庁長官指示により緊急消防援助隊が出動した際に要した経費として、消防組織法第49条第1項に規定された義務的経費として負担するものである。また、今回、福島第一原子力発電所事故に対する放水等に従事するため消防庁長官の要請を受けた緊急消防援助隊等の出動に要した経費についても、今回の任務の特殊性に鑑み国の責任で負担することとしている。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○				
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	消防庁長官指示により緊急消防援助隊が出動した際に要した経費として、消防組織法第49条第1項に規定された義務的経費として負担するものであり、負担関係は妥当である。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○				
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—				
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		—				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—				
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—				
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名				
点 検 結 果	消防組織法第44条第5項により消防庁長官の指示を受け、及び福島第一原子力発電所事故に関し消防庁長官の要請を受けて出動した緊急消防援助隊等について、その活動に要した費用の負担は同法第49条により国が行うべきものであることから本事業は妥当である。						
外部有識者の所見							
外部有識者による点検対象外。							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現 状 通 り	平成24年度で終了。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現 状 通 り	平成24年度で終了。						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年		平成23年		平成24年	0181		

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

消防庁
3,126百万円

- ・ 隊員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、及び旅費等
- ・ 施設に係る修繕料、役務費等
- ・ 燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費



A. 地方公共団体
3,126百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
いて補足する)
(単位:百万
円)

A.東京消防庁			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
代替施設購入	滅失施設の代替購入費	559			
計		559	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京消防庁	福島第一原子力発電所事故に伴う消防活動に要する経費	559	—	—
2	東京消防庁	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	304	—	—
3	双葉地方消防本部	福島第一原子力発電所事故に伴う消防活動に要する経費	269	—	—
4	名古屋市消防局	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	136	—	—
5	愛媛県	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	105	—	—
6	神戸市消防局	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	87	—	—
7	大阪市消防局	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	87	—	—
8	札幌市消防局	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	86	—	—
9	西宮市消防局	消防庁長官指示を受けた緊急消防援助隊の活動に要する経費	68	—	—
10	新潟市消防局	福島第一原子力発電所事故に伴う消防活動に要する経費	66	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					